

重要事項（基準該当生活介護）

1. 事業者の概要

事業者名称	有限会社 やすらぎ
代表者氏名	代表取締役 宮城吉治
所在地	宮古島市伊良部字長浜1320-1
電話番号	78-6116
設立年月日	平成12年3月17日

2. 事業所の概要（事業所の所在地等）

事業所名称	すこやかデイサービスセンター
事業所番号	基準該当生活介護 4742300017
指定年月日	平成24年3月1日
事業所所在地	本社：宮古島市伊良部字長浜1320-1
電話番号	78-6116
通常の事業の実施地域	宮古島市伊良部

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	有限会社やすらぎ（以下「事業者」という。）が設置するすこやかデイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する基準該当障害福祉サービス事業の生活介護（以下「基準該当生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、基準該当生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な基準該当生活介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1. 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄及び食事の介助、創作活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 2. 基準該当生活介護の提供に当たっては、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス、相談支援事業者、指定障害支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供するもの（以下「障害福祉サービス事業者等」という）との密接な連携に勤めるものとする

4. 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	職務内容	人数
管理者	職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている基準該当生活介護の実施に関し、職員に遵守させるため必要な指揮命令を行う。	1名
サービス管理責任者	利用者の心身の状況、環境を把握して、利用者からの相談に対する必要な助言やその他の援助を行う。	1名
看護職員	利用者の健康状態の把握及び健康保持のための適切な措置を行う	2名
機能訓練指導員	利用者の機能訓練を行う。	1名

介護職員	利用者の心身の状況に応じ、その人らしい日常生活が営まれるような適切な介護を行う。	4名以上
------	--	------

5. 営業日・営業時間及び利用定員

営業日及び営業時間	月曜日から日曜日までとする。 ただし、12月31日から1月2日の年末年始を除く。 午前8時から午後5時
サービス提供日及びサービス提供時間	月曜日から日曜日までとする。 午前9時から午後4時
利用定員	通所介護・予防通所介護サービス利用者を含め30名

6. 基準該当生活介護の主な対象者

- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・障害児
- ・精神障害者

7. 事業所が提供するサービスの内容

- (ア) 通所により創作活動、入浴、排泄、食事の介助
- (イ) 送迎サービス
- (ウ) 前各号に掲げる便宜に付帯する事項
離床、着替え及び整容その他
- (エ) 日常生活上必要な介護、支援、相談、助言
- (オ) 基準該当生活介護計画書の作成をして、ご利用者又はご家族から同意を得る。

8. (利用者から受領する費用の額等)

利用料

- ① 生活介護料は当事業所が代理受領いたします。
利用者の一部負担額は市長が決めた負担上限月額範囲内で頂きます。
一回あたりの基準該当生活介護の基本料金は7,280円です。
- ② 食事代として朝 100円 昼・夕 150円 (希望者)
夕食持帰り300円 (※ただし状況確認をし必要のある方のみ)

9. サービス利用に関する留意事項

サービス提供について

- ・サービス提供に当たっては、介護計画書に基づきご利用者の意思及び人格を尊重し、適切なサービスの提供を行います。

受給者証の確認

住所、居宅利用者負担額、支給量等、受給者証の記載内容の変更があった場合は速やかに担当者にお知らせください。担当者が受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示下さいますようお願いいたします。

10. サービス実施の記録について

サービス実施記録の確認

- ・生活介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間は保存します。

記録や情報の管理、開示について

本事業所ではご利用者についての記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要なコピー料等の諸費用は、ご利用者の負担となります。）

1 1. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、損害賠償が必要な場合は速やかに損害賠償を行います。

加入損害賠償保険

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社
保険名 事業活動総合保険

1 2. 苦情解決の体制及び手順

- ・ 提供した指定居宅介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ・ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・ 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ・ 相談担当者は、把握した状況を従業者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

【事業者の窓口】 すこやかデイサービスセンター 責任者 伊良皆利明	所在地 宮古島市伊良部字長浜 1320-1 電話番号 0980-78-6116 ファックス番号 0980-78-6122
【市町村の窓口】 宮古島市役所 保健福祉部 障がい福祉課	所在地 宮古島市平良字西里 1140 電話番号 0980-73-1975 ファックス番号 0980-73-1976 受付時間 平日午前 8:30~17:15
沖縄県福祉サービス 適正化委員会	所在地：那覇市首里石嶺町 4-373-1 電 話：098-882-5704 F A X:098-882-5714 受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時

1 3. 緊急時対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、速やかに応急処置を行うと共に、家族への連絡を致します。必要に応じて病院等へ緊急搬送を致します。

1 4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	本永 英也
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

1 5. ハラスメントの防止

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

16. 業務継続計画の算定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を算定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じ、必要な研修及び訓練を定期的実施していく。また業務継続計画の見直しも行い、必要に応じて変更を行なうものとする。

17. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

18. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の 説明年月日	年 月 日
---------------------	-------

上記内容について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	沖縄県宮古島市伊良部字長浜1320-1
	法人名	有限会社 やすらぎ
	代表者名	宮城 吉治
	事業所名	すこやかデイサービスセンター
	説明者氏名	

サービス利用の締結にあたり、上記の通り説明を受け、サービスを受けることに同意し、受領しました。

利用者	住所	
	氏名	

署名代行者	住所	
	氏名	

代行の理由	
-------	--